

(仮称) 守口市立図書館運営方針

令和元年（2019年）8月

守口市教育委員会

第1章 運営方針の策定にあたって	1
1 運営方針策定の趣旨	
2 図書館にかかわる国の動向	
3 運営方針の位置付け	
第2章 市立図書館運営の基本的な考え方	4
1 基本理念	
2 市立図書館サービスの提供	
3 学びの充実と課題解決支援機能の拡充	
4 子ども読書活動の推進	
5 効果的・効率的な運営体制の構築	
第3章 市立図書館運営方針	7
運営方針1 図書館サービスの充実	7
1 蔵書数の拡充と資料の拡充	
2 資料・情報提供機能の充実	
3 図書館の効果的活用	
運営方針2 学びと課題解決を支援する図書館	9
1 課題解決支援機能の拡充	
2 市民の学習活動を支援する機能の拡充	
3 多様な学習機会と活動の場の提供	
4 歴史を学び、歴史や文化に触れることができる場の提供	
運営方針3 子どもの読書活動を推進する図書館	10
1 読書のきっかけづくりの充実	
2 読書環境の充実	
運営方針4 効果的・効率的な運営体制の図書館	12
1 効果的・効率的な図書館運営	
2 点検評価の徹底及び公表	
3 図書館職員の人材育成	
4 ボランティアの育成及び活動の支援	

第1章 運営方針の策定にあたって

1 運営方針策定の趣旨

本市では、平成5年に守口市生涯学習情報センター（以下「センター」という。）を設置し、生涯学習に関する情報の収集及び発信並びに生涯学習活動の場及び機会の提供を行い、もって市民の生涯学習の振興を図ってきたところです。センター内には図書フロアを設け、法律上の図書館に準じた事業展開を図りつつ、市内のコミュニティセンターや守口文化センター、あるいは学校、その他関係機関と連携・協力し、市民の教育の振興及び文化の発展に努めてきました。

しかしながら、開館後25年が経過し、時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習・コミュニティ活動の拠点として再生・活性化することが求められています。

特に、近年新たな形態の図書館の整備・運営が全国的に広まっている中、より多くの市民が足を運ぶ魅力ある図書館づくりが注目されています。

このため、センターそのものを、図書館法に基づく図書館として再生するとともに、単に図書の閲覧や貸出に止まらず、図書や視聴覚をメディアとする多様な豊かなアクティビティの創出、活動や市民ニーズに対応した適切な蔵書数など、図書サービスの進化と多元化を図っていきます。

また、市民の活動拠点として、乳幼児から高齢者まで多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が「集い・学び・交流する」施設の実現をめざすため、国が示した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日施行）も踏まえ、「（仮称）守口市立図書館運営方針」を策定するものです。

2 図書館にかかわる国の動向

図書館の今後の役割として、文部科学省では「これからの図書館の在り方検討協力者会議」が設置され、その報告書「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」(平成18年3月)がまとめられ、その中で、図書館を「知の源泉である図書館資料を提供して、住民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の向上を図るために欠かせない重要な知的基盤であり、ひいては地域の文化や経済社会の発展を支える施設」と位置づけ、社会状況の変化を踏まえ、これからの図書館サービスに求められる新たな視点として、①図書館活動の意義の理解促進、②レファレンスサービス¹の充実と利用促進、③課題解決支援機能の充実が重要であると、これからの図書館が目指すべき図書館像として、「役に立つ図書館」をそのキーワードとしてあげています。

同報告書では、住民の課題解決のために、図書館による支援を重要視し、その支援

¹レファレンスサービス：資料や情報を求めている利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス。

の中身として、行政支援、学校教育支援、ビジネス支援、子育て支援等をあげ、そのほか、医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスの必要性も説いており、「課題解決支援機能の充実」を今後の図書館の役割の一つとして重視する姿勢を示しています。

その上で、平成20年6月には「図書館法」が改正され、平成24年12月には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が施行されました。当該基準では、社会情勢や図書館へのニーズの変化に対応した新たな図書館の役割が示され、市立図書館事業の実施等に関する基本的な運営方針を策定し、公表するよう努めることとされています。

また、平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」においても、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館は、学校、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化に努めることと示しています。

3 運営方針の位置付け

この運営方針は、「第五次守口市総合基本計画」の施策である「基本目標1 学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」に位置付けられます。

なお、「第五次守口市総合基本計画」の見直しや社会情勢の変化、また時代のニーズ等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

〈関連計画の概要〉

第五次守口市総合基本計画（平成23年3月）

「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」を目指して、平成23年度から平成32年度までの10年間において実施される守口市の将来都市像やまちづくりの基本的な目標と方向を示したものです。

施策の大綱のひとつとして「学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」が掲げられており、次代を担う子どもが心豊かでたくましく育つことができるような教育内容の充実と教育環境の整備を進めるとともに、家庭・学校・地域の連携を促進し子どもたちの成長を見守ることや、生涯学習の機会の充実と場所の提供を図り、歴史的・文化的資源を紹介することにより、人のふれあいや地域社会とのつながりを深め、心の豊かさを育み、生きがいを持てる環境づくりを進める方向性が示されています。

第2次守口市生涯学習推進計画（平成25年5月）

第五次守口市総合基本計画を上位計画とし、平成24年度から平成32年度までの9年間で市民の自立した生涯学習活動を支援していくため、生涯学習推進組織の充実を図り、本市の生涯学習社会の実現を目的とした計画です。生涯学習情報センターのあり方についても今後検討すべき課題のひとつとしてあげられています。

守口市子ども読書活動推進計画（平成23年5月）

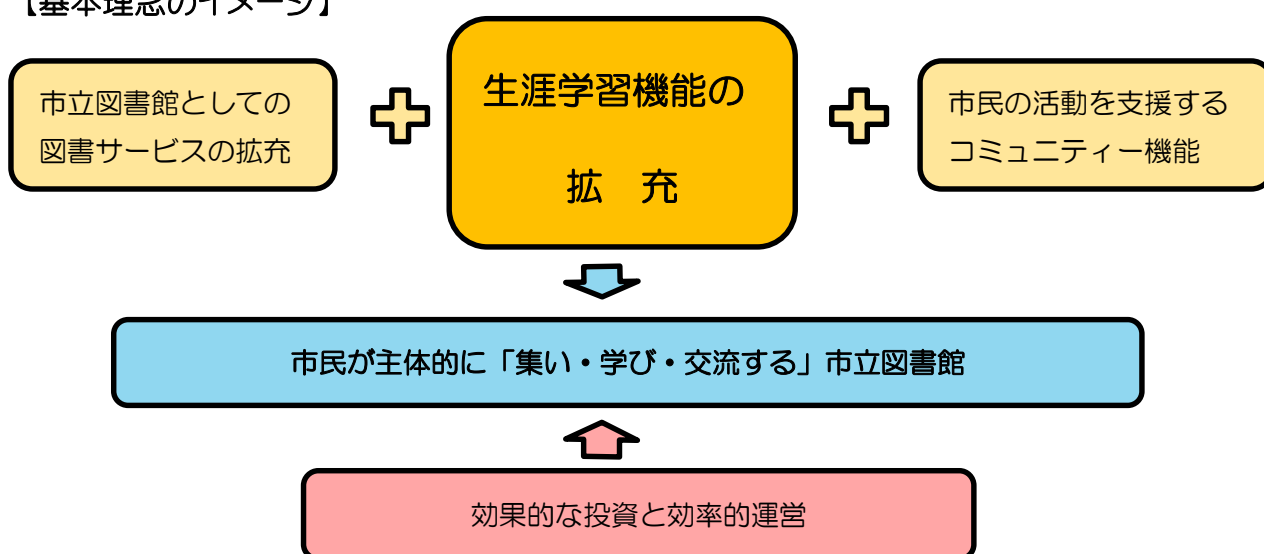
子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、子どもが自らすすんで本を読みたくなるような読書環境の整備を行うとともに、家庭・地域・学校等社会全体で総合的に支援する仕組みを構築することを目的とした計画です。

第2章 市立図書館運営の基本的な考え方

1 基本理念

平成30年9月に策定した「守口市生涯学習情報センター改修基本構想」を踏まえ、市立図書館としての図書サービスの拡充と、市民の活動を支援するコミュニティ機能を備えることによって、生涯学習機能の拡充を図ることで、市民が主体的に「集い・学び・交流する」図書館を目指します。

【基本理念のイメージ】



2 市立図書館サービスの提供

1 市立図書館としての図書サービスの充実

読書は自分の視野を広げるとともに、主体的に物事を考え、判断する力を養う上でも欠かせない営みです。市立図書館は、社会教育機関として乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民に対して、その発達段階やニーズに応じて資料を提供することで、市民が学習の主体となって知識・教養を身に付け、主体的に生きるための力の育成に寄与する必要があります。

市立図書館は、本市の図書サービスのネットワークの核として、また、身近な地域の情報拠点として、資料提供を通じて市民のレクリエーション等に資するとともに、家庭生活や職業上の疑問などの課題解決に向けて支援するために、市民のさまざまな情報提供の求めに応じたレファレンスサービス機能の拡充、また、ＩＣタグによる自動貸し出しサービスの導入など利便性の向上も図りながら、図書館の根幹的な図書サービスのより一層の充実に努めます。

2 資料と人、人と人がつながる滞在型図書館

少子高齢化の進行によって、自由な時間を有する高齢者が増加し、日常的に長時間図書館を利用する市民が増加している状況や、図書館への自習室設置等のニーズがある状況を踏まえる必要があります。

従来、図書館は常に静かであることが求められ、小さな子どもを連れた親子連れにとって図書館は入りづらいという意見を聞くことがありましたが、市立図書館の設置にあたっては、全ての市民にとって利活用しやすい施設を目指すとともに、地域社会のつながりが希薄化している状況も踏まえ、従来の図書等の貸出を中心とした資料と人をつなぐサービスを行うだけでなく、市民の活動を支援するコミュニティ機能をも備え、多世代の利用と活動の多様化・活性化を図り、図書館という空間を通して、人と人がつながる滞在型図書館を目指します。

3 学びの充実と課題解決支援機能の拡充

1 レファレンス機能の拡充

社会状況が激しく変化し、複雑化する中で、市民が抱える課題は、今後もさらに増え続けることが予想されます。そういった中、身近な地域の情報拠点の役割を果たす市立図書館として、市民にとって身近なテーマである子育てや医療・健康づくり等の課題等をはじめ、市民ニーズを迅速に把握するため、様々な手法を用いて情報収集・調査を行いながら、積極的に情報提供ができる環境を整え、課題解決に向けての支援を行っていきます。

また、高度情報化が進行する社会であることを踏まえ、市民の情報活用能力育成に向けた相談窓口の開設や、講座等の開催についても積極的に取り組みを進めます。

2 学びの充実

図書サービスの拡充と市民の活動を支援するコミュニティ機能の融合を図ることにより、市民一人ひとりの探求性を高め、自由に学習の方法や活動の場を選択できる幅を増やし、自分に最適な手法で生涯にわたって学習・活動できる機会を提供します。

4 子ども読書活動の推進

守口市子ども読書活動推進計画に基づき、子ども達が読書の楽しみを知ることができるよう、また、あらゆる機会と場所において自主的に読書ができるような環境づくりに取り組むとともに、情報拠点の役割を持つ市立図書館として、学校図書館や家庭での読書活動への支援を行うため、各関係機関との連携を深めつつ、子ども達の発達段階や特性に応じた読書活動の推進役となる取り組みを進めます。

5 効果的・効率的な運営体制の構築

本市の読書活動の振興を担う機関として、また、身近な情報拠点としての市立図書館の役割を果たすためには、運営の状況に関する点検及び評価を行いつつ、質の高い、適正なサービスの提供に努める必要があります。

そのため、運営にあたっては、人材の育成や適正な配置はもとより、図書館自らが効果的・効率的な手法と体制を構築し、資源（人材・物・予算）を生み出すことで、魅力ある図書館を目指します。

第3章 市立図書館運営方針

運営方針1 図書館サービスの充実

図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」（図書館法第2条）で、資料・情報の収集・提供・保存は図書館サービスの根幹を成すサービスです。

読書の営みは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。また変化の激しい現代においては、より正確でより多くの情報にアクセスできる環境が不可欠です。

市立図書館は、社会教育機関であるとともに、地域の情報拠点でもあることを踏まえ、図書館サービスである資料・情報の収集・提供・保存機能の充実、各種イベントの開催等に努めるとともに、市民の活動を支援し、人のふれあいや地域社会とのつながりを深めるコミュニティ機能を備えた魅力的な図書館を目指します。

〈取り組みの方向〉

1 蔵書数の拡充と資料の充実

市立図書館として、現在、センターに約17万冊の蔵書がありますが、時代に即していないものや、傷みが激しい図書が含まれていることを踏まえ、市民ニーズを把握しつつ、図書等の収集・整理・保存に努め、計画的に蔵書数の拡充を行っていきます。

収書については、現在の蔵書状況を踏まえ、各分野において基礎的な資料から専門的な資料まで「（仮称）守口市立図書館資料収集方針」を策定し、収集を行います。

全ての市民へのサービスの充実として、子どもの読書意欲、知的探究心に応えられる資料の充実はもとより、高齢者や障がい者の方々に対して、拡大図書、大活字版本、LLブック²等読みやすさに配慮した図書や点字図書の充実にも積極的に取り組みます。

また、市民ニーズの高い教養・趣味等の資料とともに、本市の歴史や文化などに関する地域の貴重な財産である郷土資料の充実を行います。

²LLブック：知的障がいのある人や母語を異にする人など、読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本。やさしめにわかりやすく書かれた文章、絵記号（ピクトグラム）、イラスト、写真などを使って作られている。

【平成30年度 生涯学習情報センター資料蔵書状況】

一般図書	参考図書 (郷土資料)	児童図書	絵本	紙芝居	雑誌	点字図書	計
118,554冊	15,939冊	23,985冊	10,800冊	792冊	1,196冊	402冊	171,668冊
69.0%	9.3%	14.0%	6.3%	0.5%	0.7%	0.2%	100%

【蔵書数の拡充計画】

蔵書数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
冊数	171,668冊	175,000冊	185,000冊	195,000冊	205,000冊	215,000冊

※令和2年度から5年間は、計画的に蔵書数の拡充を目指します。

2 資料・情報提供機能の充実

資料・情報の提供については、市立図書館を核とした市内のコミュニティセンターや守口文化センターとのネットワークを継続し、インターネットを利用した図書検索、予約システムサービスを行うとともに、大阪府、大阪市、北河内6市等との相互貸借、市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出しを行うなど関係機関との連携も継続していきます。

また、貸出サービスや障害者向けの対面読書だけでなく、図書館の根幹的なサービスであるレファレンスサービスをより充実させ、市民のさまざまな疑問の解決に向け支援します。

利用者の多くは、本の貸出と自分自身で調べものをするために図書館を利用するだけで、レファレンスサービスの存在すら知らないことから、積極的な周知に取り組むとともに、市民の関心の高い図書コーナーなど要所に専用スペースを設け、市民のより一層の利用を促し、情報提供機能の充実に努めます。

3 図書館の効果的活用

乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民に対し、誰もが個々の目的に応じ、快適に利用しやすい図書空間の創出に努めていきます。

高齢化により、自由な時間を持つ市民がさらに増加することも踏まえ、個人の趣味やサークル活動を実践できる場を設け、そこに知識の習得や疑問解決につながる図書を効果的に配置することで、人と本をつなげ、より市民の探求性の向上に努めます。

また、本を読むことができるブックカフェなど飲食が可能なスペースをゾーニングし、くつろぎながら、読書が楽しめる環境を提供し、居心地が良い図書館として、人と人とのつながりも生む空間づくりを行います。

運営方針2 学びと課題解決を支援する図書館

家庭生活や職業上の疑問などの課題に対し、身近な図書館の活用方法を知り、必要な情報にアクセスし、得た情報を活用する知識・技術を身に付ける機会が提供されることは、課題解決に向けた近道を知ることになり、とても有益なことです。

また、急激な社会変化の中であって、市立図書館は市民からの求めを受けるだけでなく、多くの市民が関心のある身近なテーマについては、積極的に資料・情報提供の働きかけを行います。

〈取り組みの方向〉

1 課題解決支援機能の拡充

課題解決に向けた情報活用能力は、市民が必要とする知識・技術であるため、その習得に向けた各種講座等の開催など重点的に取り組みを進めるとともに、子育て、医療・健康づくりといった身近な分野についても、資料・情報提供はもとより、レファレンスサービスの充実に努めます。

2 市民の学習活動を支援する機能の拡充

自学自習、グループ学習にも利用できる場の提供を行い、これからの時代を担う小・中・高等学校等の児童・生徒をはじめ、学習意欲のある市民の学びを支援し、主体的に生きるための力を育んでもらうとともに、free Wi-fi環境を整備し、パソコン等を持ち込める閲覧席の設置を行い、市民の自主的な学習活動を支援します。

3 多様な学習機会と活動の場の提供

市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなど学習機会の提供を行い、生涯学習機能の発展に努めるとともに、音楽やダンス、演劇などの活動ができるコミュニティ機能を備え、これらを図書サービスと融合させることにより、市民の多様な活動を支援します。

4 歴史を学び、歴史や文化に触れることができる場の提供

古文書など郷土資料の保管・展示を行い、市民の方々が広く守口の文化や歴史を学び、触れることができる場として、積極的に市の魅力発信を行います。

運営方針3 子どもの読書活動を推進する図書館

SNS³等情報通信手段の普及・多様化等、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変化しており、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になっています。しかしながら、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きるための力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

子ども達が多くの情報から、それぞれの課題や目的に応じて必要なものを主体的に収集し、自ら判断し、活用する能力を身につけ、厳しい社会情勢の中にあっても、力強く生き抜いていくことができるよう、守口市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが読書に親しめる環境づくりを進めます。

〈取り組みの方向〉

1 読書のきっかけづくりの充実

読書の必要性の意義について各関係機関と連携し、子ども達の理解を深めるとともに、市立図書館の使い方に関するオリエンテーションや出前授業を実施するなど、情報提供を積極的に行います。

また、乳幼児期の子どもに対する取り組みとして、定期的なおはなし会の開催や「こども読書の日」（4月23日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）におけるイベントを開催するなど市立図書館として、読書の大切さについて、啓発を行います。

2 読書環境の充実

児童に対する取り組みとして、生涯にわたる読書習慣を身につけていくために、学校図書館とのさらなる連携に努めるとともに、参考資料やレファレンスサービスの充実などにより、調べ学習や自主学習への支援を行います。また、市立図書館司書と司書教諭や学校司書等との合同研修会を実施し、連携に努めるとともに、団体貸出の運用の簡素化やおはなしボランティアの派遣など、学校での読書活動の支援に努めます。

中・高校生に対する取り組みとしては、自主学習やグループ学習に活用できる資料の収集と読書意欲を刺激するような書架レイアウトに努めるとともに、ビブリオバトル⁴など、互いに本の魅力を伝え合えるようなイベントを企画していきます。

障がいのある子どもに対する取り組みとしては、音訳・点訳図書、LLブック等の資料を量・質ともに充実させるとともに、拡大読書器や、対面朗読など子ども達の読書をサポートする機器やサービスの利用促進を図ります。

また、家庭での読書を促すため、学校をはじめとした関係機関と連携を深めな

³SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネットを介して交友関係を構築できるサービスの総称。

⁴ビブリオバトル：発表者がおすすめの本の魅力を5分間で紹介し合い、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」を投票で決めるゲーム感覚で楽しめる書評合戦。

から支援するとともに、将来的には、図書館と学校図書館のシステム連携など、市内の各施設で所蔵している資料をより効率的に利活用できる環境の構築に努めていきます。

運営方針4 効果的・効率的な運営体制の図書館

市立図書館は、市民ニーズを踏まえた課題解決支援型の図書館として、また特色ある滞在型図書館として、新たなサービス展開が必要となりますが、そのためには、市立図書館が自ら効果的・効率的な運営体制を構築することで資源（人材・物・予算）を生み出していく必要があります。

〈取り組みの方向〉

1 効果的・効率的な図書館運営

効果的・効率的な図書館運営を実現するため、また、民間のノウハウを最大限活かした特色ある事業を実施するため、指定管理者制度の導入を行います。

また、事業運営にあたっては、図書館に付随するスタジオや会議室におけるコミュニティ活動などについては、適切な受益者負担の導入を図り、新たなサービス展開に充てる資源（人材・物・予算）を生み出すとともに、開館時間やブックカフェの運用など市立図書館全体としてのサービスを向上させ、利用価値の高い図書館を目指します。

2 点検評価の徹底及び公表

市立図書館の向上を目指すため、図書館サービスや実施事業など、適正な管理運営が実施されているか、定期的に点検・評価を実施し、公表するとともに、図書館サービスについて、利用者の意見を取り入れるため、利用者へのアンケート調査を実施していきます。

3 図書館職員の人材育成

多様化する市民ニーズに応える図書館運営を行うためには、その核となる専門的スタッフの育成が重要となります。図書館職員、特に図書館サービスの中心となる司書においては、適材適所への配置はもちろんのこと、個々のスキルアップを図るため、各種研修に参加するなど、より専門性の高い職員を育成し、市民サービスの向上に努めます。

4 ボランティアの育成及び活動の支援

読書活動に関わるボランティア向けの講座や講演会を開催し、ボランティアを育成するとともに、継続的なスキルアップの支援を行います。

また、ボランティア一人ひとりが習得したスキルを生かすため、市立図書館でのボランティアの活動の場の提供を行い、人と人とがつながる図書館を目指します。

(仮称) 守口市立図書館運営方針

令和元年（2019年）8月